

水産物学校給食提供緊急対策事業 募集要項

1 事業の目的

東京電力福島第1原発でのALPS処理水放出を背景に、中国が日本産水産物の全面輸入停止を続けている影響により、中国向けに輸出を想定していた水産物等の販路を失った水産加工業者等への支援として、当該水産物等を市立小・中学校等の給食食材として使用することで、地元での消費拡大に繋げることを目的とする。

2 対象者

中国による日本産水産物の全面輸入停止の影響を受け、販路を失っていることが明らかな商品を自社で製造、販売しており、市内に事務所または事業所を有する水産加工業者等のうち、下記の者とします。

- 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する法人格を持つ中小企業者

3 対象品目

中国による日本産水産物の全面輸入停止の影響を受け、販路を失っていることが明らかな、原材料が国産の水産物等で、市が指定する品目とする。

4 応募条件

- (1) 応募書類を全て記載・用意したうえで応募可能であること
- (2) 市が指定する納品日時、場所および温度帯に確実に対応できること
- (3) その他、市が定める条件を遵守できること

5 取引条件

- (1) 商品については市の買取とする
- (2) 送料については各社対応いただいた後、実費額を市に請求すること

6 応募手続

- (1) 応募書類
 - ①：商品規格書
 - ②：誓約書
- (2) 提出方法
上記応募書類を下記担当まで、メールにて提出すること
- (3) 提出先・問い合わせ先

函館市経済部食産業振興課 〒040-8666 函館市東雲町4番13号 電話：0138-21-3452 E-mail：trading@city.hakodate.hokkaido.jp
--

手続きに関するフロー

